

25文科初第9号  
平成25年4月1日

各都道府県・指定都市教育委員会委員長  
附属の義務教育諸学校を置く各国立大学法人学長 殿  
各 都 道 府 県 知 事

文部科学省初等中等教育局長  
布 村 幸 彦

(印影印刷)

平成26年度及び平成27年度在外教育施設派遣教員の  
推薦について（依頼）

文部科学省では、標記にかかる選考試験を本年7月から8月までを目途に実施することとしています。

在外教育施設への教員の派遣は、当該在外教育施設の教育水準の維持・向上に資するのみならず、派遣された教員が日本国内とは異なる社会や文化、教育制度等を有する赴任国において、長期間にわたって教育指導に従事することにより、教員自身の資質能力及び指導力を向上させるとともに、帰国後、学校や地域における教育の国際化の推進、国際理解教育や帰国・外国人児童生徒教育の充実を図る上で大きな役割を果たすことが期待されます。

については、以上の趣旨を十分御理解の上、別添の「在外教育施設派遣教員選考実施要項」等並びに平成25年4月1日付け25初国教第3号「平成26年度及び平成27年度在外教育施設派遣教員の推薦について」（文部科学省初等中等教育局国際教育課長通知）に基づき貴管内の義務教育諸学校等に周知するとともに、同通知の選考実施要項等により派遣教員候補者を御推薦くださるようお願いいたします。

在外教育施設に通う児童生徒数や学校数はここ数年増加傾向にある一方、そのために必要な教員数の確保に苦慮していること、海外における多様な学習内容、学習形態による活動の充実が望まれることを改めて御理解いただき、候補者の推薦にかかるより一層の御協力をお願いします。

なお、本依頼は平成25年度予算決定後に正式なものとなります。

〈本件連絡先〉

文部科学省初等中等教育局  
国際教育課教職員派遣係

TEL 03-6734-2440

FAX 03-6734-3738

E-mail kokukyo@mext.go.jp

25初国教第3号  
平成25年4月1日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長  
附属の義務教育諸学校を置く各国立大学法人学長 殿  
各 都 道 府 県 知 事

文部科学省初等中等教育局国際教育課長  
神 代 浩

(印影印刷)

平成26年度及び平成27年度在外教育施設派遣教員の推薦  
について（依頼）

標記については、平成25年4月1日付け25文科初第9号（文部科学省初等中等教育局長通知）により通知しているところですが、更に下記について御留意の上、貴管内の義務教育諸学校に周知いただくとともに、派遣教員候補者を御推薦くださるようお願いいたします。

また、指定都市を有する道府県教育委員会においては、域内の指定都市教育委員会と十分に協議の上、当該指定都市分を取りまとめて推薦願います。

在外教育施設に通う児童生徒数や学校数はここ数年増加傾向にある一方、そのために必要な教員数の確保に苦慮していること、海外における多様な学習内容、学習形態による活動の充実が望まれることを改めて御理解いただき、前年度までの派遣教員数にとらわれず、可能な限り多くの派遣教員候補者の推薦をいただきますようお願いいたします。

なお、本依頼は平成25年度予算決定後に正式なものとなります。

## 記

### 1 推薦人数

#### (1) 公立学校

平成26年度及び平成27年度在外教育施設派遣教員の推薦人数については平成26年度派遣教員（即派遣者）は、平成25年度末をもって帰国が見込まれる派遣教員と同数を、また、平成27年度派遣教員（登録者）は平成26年度派遣教員候補登録者数と同数程度を基本としますが、その数にとらわれず可能な限り多くの教員の推薦に御協力願います。

#### (2) 国立大学法人及び学校法人(私立学校)

推薦を依頼する人数については特段定めませんので、派遣教員適格者を選考の上、推薦願います。

なお、国立大学法人においては、以下9の留意事項⑭を参照の上御留意ください。

### 2 提出書類

次のア～ウの書類については郵送で、エについては電子ファイル(Excel)に入力したものをEメールで下記連絡先あてに送付願います。（指定都市を有する道府県教育委員会においては、指定都市分を取りまとめて送付願います。）

ア 在外教育施設派遣教員選考調査票	1部
イ 在外教育施設派遣教員推薦書（学校長等が記入）	1部
ウ 人事記録カード（原本証明をしたもの） （学歴・免許等の資格取得後の経歴及び俸給等の決定について分かる詳細なもの）	1部
エ 在外教育施設派遣教員選考調査票データ	1部

※上記エの様式（電子ファイル）は別途送付します。

### 3 提出期限

- (1) 管理職 6月14日（金）必着
- (2) 教諭 6月21日（金）必着

### 4 文部科学省の行う選考

文部科学省では、実施要項の定めるところにより、派遣教員候補者として推薦された者を書類審査し、後日別途通知するところにより、平成25年7月から8月にかけて面接等による選考を行う予定です。

面接会場については、管理職は7月下旬に東京で実施し、教諭は7月下旬から8月にかけて東京・大阪・福岡の各会場で実施する予定です。

### 5 派遣教員及び派遣教員候補登録者等の決定

文部科学省は、実施要項の定めるところにより、平成26年度派遣教員及び平成27年度派遣教員候補登録者を決定します。

## 6 派遣教員の身分・任期

在外教育施設に派遣される教員は、教育公務員特例法第22条第3項に基づく長期の研修出張扱いとなり、文部科学大臣から在外教育施設における教育に従事することを委嘱されます。派遣期間は、原則2年間（※本人が延長を希望する場合には、評価等に応じて2年を限度として1年毎の延長が可能）です。

なお、在外教育施設派遣教員の在勤手当について、所得税等の課税対象とする動きが見られる国があります。文部科学省では、税金という性質から在勤手当が課税対象となった場合、課税額の補填をすることはできません。現時点では、米国においては3年目の延長に当たりまして、所得税、社会保障税等の課税対象となる可能性があります。在勤手当が課税対象となった場合は、学校運営委員会の責任の下、本人及び学校運営委員会が税金を負担することを前提に延長を認めています。また、スペインの在外教育施設においては、延長はなく派遣期間は2年となります（平成25年4月1日現在）。今後、米国、スペイン以外の国や地域においても、在勤手当が課税対象となる可能性もあります。各派遣先の状況等によっては、本人の希望、評価に関わらず、延長できない場合もあります。

## 7 派遣教員に係る経費

文部科学省では、公立学校及び私立学校の派遣教員に係る経費を在外教育施設派遣教員経費委託費として都道府県に交付します。

## 8 派遣教員に対する旅費及び在勤手当の支給

文部科学省は、派遣規則の定めるところにより、派遣教員に対し旅費及び在勤手当を支給します。

## 9 推薦に当たっての留意事項

派遣教員候補者の選考及び推薦に当たっては、実施要項に基づき、以下の点に十分留意願います。

- ① 平成24年4月12日付け24文科初第37号（文部科学省初等中等教育局長通知）の通知のとおり、選考対象にかかる配偶者同伴の原則が撤廃されたこと。
- ② 既婚者において配偶者を同伴せず、かつその間に子がいる場合、派遣期間中のその子の養育について十分に検討がなされていることを確認の上、推薦すること。
- ③ 同伴家族として帯同することができるのは、配偶者並びに18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子等であること。
- ④ 平成23年4月12日付け23文科初第84号（文部科学省初等中等教育局長通知）の通知のとおり、選考対象にかかる年齢制限が撤廃されたこと。
- ⑤ 在外教育施設は小規模校が多く、必要に応じて複式授業や免許外教科を担当する場合があること。また、管理職（校長、副校長及び教頭をいう。以下同じ）であっても必要に応じて授業を受け持たなければならないこと。
- ⑥ 在外教育施設は小学部と中学部が併設されており、教員は必要に応じて小学部と中学部を兼ねて担当する場合があることから、小学校教員免許及び中学校教員免許

の両方を有する者が望ましいこと。

- ⑦ 一般的に、中学部に在籍する生徒数に対して、小学部に在籍する児童数が圧倒的に多いことから、教諭の候補者数については、小学校教員数が中学校教員数を上回るよう配慮願いたいこと。
- ⑧ 候補者の免許状を有する教科のバランスに配慮願いたい。（近年は、中学校の社会、英語、保体の免許状所有者数が必要数に比して多い一方、中学校の数学、理科、音楽の免許状所有者数が足りない傾向が見られる。）
- ⑨ 派遣先については、文部科学省において諸条件を総合的に勘案して決定するため、必ずしも本人の希望どおりにはならないこと。
- ⑩ 夫婦ともに教員の場合でそのいずれか一方が派遣される場合は、派遣教員とならない者について、休職又は帰国後教職に復帰する途を開くなどその処遇について十分に配慮願いたいこと。
- ⑪ 派遣教員が意欲的に職務に専念するためには、派遣教員に対する配偶者の理解と支援が必要不可欠であることから、候補者の選考にあたっては、配偶者の自覚や見識等についても十分考慮願いたいこと。（教員の選考段階においてできる限り配偶者の見識等を確認することが望ましい。）
- ⑫ 派遣期間中は、派遣教員等の相互扶助を基礎に、福利厚生観点から、従来より本人及びその帯同する家族の全員加入を原則としている在外教育施設派遣教員等医療補償制度があること。詳細については、海外子女教育振興財団のHPにて確認すること。（URL：<http://www.joes.or.jp/iryo/index.html>）
- ⑬ 派遣教員の派遣期間については、平成13年度から弾力化を図り、派遣当初は2年間の委嘱とし、評価に応じて2年間を限度に最長4年間の派遣期間となることとしているが、文部科学省としては、特別の支障がない限り、3年間の委嘱を行うことを期待していることについて、あらかじめ候補者にも周知願いたいこと。
- ⑭ 国立大学法人附属学校から派遣される教員については、国立大学法人東京学芸大学の附属学校に採用のうえ、同大学国際教育センター共同研究員として在外教育施設に派遣されることとなるので、あらかじめ同大学と連絡調整の上、推薦すること。
- ⑮ 各都道府県教育委員会等においては、教員の定期健康診断の結果等を踏まえ、選考の際には、候補者ならびに家族の健康面について十分に確認願いたい。（近年、派遣直前や派遣後に持病や既往症を訴え、現地での体制に支障が生じるケースがあるため）  
なお、候補者の健康診断書の提出については、管理職は、10月1日（火）以降に、教諭は、10月10日（木）以降に健康診断を受診し、診断書を11月1日（金）（必着）までに提出すること。
- ⑯ 在勤手当については、外務省の見直しに準じて見直しが行われることもあります。

[別添資料]

- (1) 在外教育施設教員派遣規則  
(昭和 56 年 4 月 20 日 文部省訓令第 27 号、最近改正平成 23 年 12 月 26 日)
- (2) 在外教育施設派遣教員選考実施要項  
(昭和 59 年 7 月 17 日 文部省教育助成局長裁定、最近改正平成 24 年 3 月 27 日)
- (3) 在外教育施設派遣教員委託費交付要綱  
(平成 15 年 4 月 1 日 文部科学大臣決定、最近改正平成 23 年 4 月 1 日)
- (4) 派遣教員の派遣期間弾力化の実施について  
(平成 13 年 1 月 17 日 事務連絡)

(本件連絡先)

国際教育課教職員派遣係

TEL 03-5253-4111 (ex 2080、2440)

FAX 03-6734-3738

E-メール [kokukyo@mext.go.jp](mailto:kokukyo@mext.go.jp)

COPY